

令和元年 12 月 25 日

教職員の皆様

学校法人 玉手山学園  
法人本部長 奥田 孝司



## 公益通報制度について

公益通報者保護法に基づき、「学校法人玉手山学園公益通報等に関する規程」が制定されておりますのでご案内いたします。

法令・学園寄附行為もしくは学園内諸規程の遵守を更に徹底し、学園の健全な発展に資することを目的としておりますので、ご周知いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 公益通報とは

学園の職員（派遣職員等、学園の業務に従事する者を含む。）が、学園又は学園の役員及び職員について法令・学園寄附行為もしくは学園内諸規程に違反する行為が生じ、又はまさに生じようとしている旨を通知することをいいます。

#### 2. 総括責任者及び通報窓口

公益通報の処理に関する総括責任者	法人本部長
公益通報受付・相談窓口	法人本部 総務部

#### 3. 通報処理体制

別紙「公益通報ルート」をご参照下さい。

#### 4. 公益通報の方法

公益通報及び公益通報に関する相談は、氏名及び所属を明らかにして、書面、電子メール及び面談でもって行います。

法人本部 総務部 [houjinsoumu@tamateyama.ac.jp](mailto:hujinsoumu@tamateyama.ac.jp)

## 5. 通報に対する措置

- ・総括責任者は、公益通報された事項に関する事実関係の調査の必要性を検討し、必要ある場合は、調査委員会を設置し調査を指示します。
- ・調査を終えたときは、当該公益通報者に対し当該調査結果を通知します。
- ・調査結果、通報対象事実が明らかになったときは、速やかに理事長に報告し、直ちに是正及び再発防止のために必要な措置を講じます。

## 6. 守秘義務

通報受付・相談窓口の職員又は調査を実施する者は、業務上知りえた秘密を漏らし  
てはならない。

## 7. 不利益取扱いの禁止

公益通報又は公益通報に関する相談をしたことを理由として、公益通報又は公益通  
報に関する相談をした者に対し解雇・減給・降格その他の不利益取扱いを行わない。  
ただし、職員等が不正の目的をもって公益通報を行った場合は、この限りでない。

## 8. 「学校法人玉手山学園公益通報等に関する規程」施行日

平成 22 年 8 月 20 日

以上

# ● 公益通報ルート ●

